

船橋市福祉有償運送運営協議会運営指針

船橋市福祉有償運送運営協議会

1 目的

本指針は、道路運送法（以下「法」という。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第49条第2号に定める福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る法第79条の2に基づく登録申請に先立ち必要とされる、船橋市福祉有償運送運営協議会（以下「船橋市運営協議会」という。）における協議事項に関する方針を定めることで、申請団体からの協議を円滑に行うことを目的とする。

2 実施主体

福祉有償運送を実施しようとする団体（以下「実施主体」という。）は、NPO法人、社会福祉法人など営利を目的としない法人で、福祉有償運送を行うことが、法人の目的の範囲外に当たるものでないこと。

「NPO法人以外の実施主体としての非営利法人」

- ・社会福祉法人「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」
- ・商工会議所「商工会議所法（昭和28年法律第143号）」
- ・商工会「商工会法（昭和35年法律第89号）」
- ・医療法人「医療法（昭和23年法律第205号）」
- ・一般社団法人又は一般財団法人

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
- ・農業協同組合「農業協同組合法（昭和22年法律第132号）」
- ・消費生活協同組合「消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）」
- ・労働者協同組合「労働者協同組合法（令和2年法律第78号）」
- ・営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないものであるもの

3 船橋市と実施主体間での事前調整

船橋市を所在地とする実施主体は、登録申請に伴い千葉運輸支局に提出すべき書類の一切及び市長が必要と認める書類を事前に用意し、市長に対して提出し、市長は申請書記載事項や添付書類の不備がない場合、運営協議会に図り審議するものとする。

4 NPO等による福祉有償運送の必要性

NPO等による福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては、身体障

害者や要介護者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるものでなければならない。

5 運送の区域

運送の区域は、運営協議会において協議が調った区域とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあるもの。

6 旅客から収受する対価

- (1) 福祉有償運送の対価は、原則として、次のイ、ロ、ハの中から選択するものとする。ただし、これらのいずれにもより難い場合にあっては、運営協議会において調った協議結果に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができる。

運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割であること。ただし、運営協議会において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。

イ. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じた対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ロ. 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ハ. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

- (2) 運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

・迎車回送料金、待機料金、介助料など（実費の範囲内であること）

(3) 複数乗車

福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の約8割にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の約8割にあると認められるか、いずれかの方法により判断する。

※会員となる時の入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の

活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここでの対価には含めない。

7 運送しようとする旅客の範囲

(1) 運送しようとする旅客は、運送者に利用登録を行った者（利用登録を受けようとする者を含む。）であって、次に掲げる者のうち、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の移動制約者及びその付添人を対象とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障害者」で身体障害者手帳を所持するもの

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条第1項に規定する精神障害者

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する知的障害者

ニ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する「要介護者認定を受けている者」で介護保険被保険者証を所持するもの

ホ 介護保険法第19条第2項に規定する「要支援認定を受けている者」で運営協議会において当該者の身体状況について運送の対象とすることの確認がなされた者

ヘ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

ト その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、知的障害、精神障害その他の障害を有する者で運営協議会において当該者の身体状況について運送の対象とすることの確認がなされた者

「その他の障害を有する者」には、自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含むものとする。また、上記ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する旅客にあたっては、付き添い、見守り等の介助なしには公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする

上記ロ、ハ、ホ、ヘ及びトについては運営協議会において当該者の身体状況について運送の対象とすることの確認がなされたものであること。

チ 福祉有償運送はドア・ツー・ドアの個別輸送が原則であるが、施行規則第49条第2号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって当該地域における運営協議会においてその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。

(2) 旅客の名簿

運送をしようとする旅客の名簿は、施行規則第51条の29各号に掲げる事項を記載した名簿（参考様式第ハ号を参考として運送者において作成したものを含む。）を提出する。また、上記のロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する会員については、具体的な身体状況等を記載する。

8 その他必要と認められる措置

運営協議会は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、申請者から説明を求め確認を行うものとする。

①自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数

- ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- イ 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付き自動車
- ウ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- オ セダン等

②運転者に求められる要件

- 1 運転者は、第2種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者又は第1種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者（当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡って2年以内に停止された者を除く。）であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者。

（1）国土交通大臣が認定する講習を終了していること。

（2）前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件をそなえていること。

- 2 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、前項に規定する要件のほか次に掲げる要件を備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

（1）社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第42条第1項の介護福祉士の登録を受けていること。

（2）国土交通大臣が認定する講習を終了していること。

（3）前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

・国土交通大臣が認める要件に該当する研修。（国自旅第186号・通知）

① 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていた「ケア輸送サービス従事者研修」を修了した者。

② 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者。

3 運転者等台帳の整備

運転者等台帳は、参考様式第へ号を参考として運送者において定めるものとする。

③損害賠償措置

自家用有償旅客運送者が、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客等の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準として、以下の内容の任意保険又は共済に加入していること。

- ・損害賠償限度額が対人8000万円、対物200万円以上であること。
- ・自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと。
- ・期間中の支払額に制限がないこと。
- ・すべての自家用有償旅客運送自動車を対象とするものであること。

④運行管理の体制

運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第7号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が5両以上となる事務所の場合には、運行管理者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えていることを証する書類を添付すること。

⑤整備管理の体制

整備管理の責任者及び整備管理の体制とは、様式第7号に定める自動車の運行管理体制等を記載した書類とする。

⑥事故時の連絡体制

事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制とは、様式第7号に定める自動車の運行管理体制等を記載した書類とする。

⑦苦情処理体制

苦情処理体制とは、様式第7号に定める自動車の運行管理体制等を記載した書類とする。

9 申請処分後における主宰者の役割

主宰者は、自家用有償旅客運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、その他利用者等からの苦情等に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

また、利用者等から苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、輸送の安全確保等を通じ適切な運営を確保するため、運営協議会の構成員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

運営協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず当該自家用有償旅客運送者がこれに従わない場合、運営協議会において協議が調った事項に相違して運送を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、主宰者は管轄する運輸支局等に連絡を行う等相互に密接な連携を図り対応を協議するものとする。

10 協議結果

船橋市運営協議会は、登録の申請に先立つ協議の結果について、当該実施主体に書面（様式第2－5号）により通知するものとする。

11 その他

会長は、船橋市運営協議会の円滑な運営のため、本指針に定める事項に変更の必要が生じたときは、船橋市福祉有償運送運営協議会設置要綱第9条の規定に基づき、船橋市運営協議会に諮り変更を行うことができる。

附 則

この指針は、平成18年11月14日から施行する。

この指針は、平成20年 7月30日から施行する。

この指針は、平成27年 2月 6日から施行する。

この指針は、平成28年 2月25日から施行する。

この指針は、令和 6年 2月13日から施行する。